

# 子ども・子育て支援事業計画（素案）

あわら市

# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって                    | 1  |
| 1 近年の国の少子化対策                     | 1  |
| 2 計画策定の趣旨                        | 3  |
| 3 計画の位置づけ                        | 4  |
| 4 計画期間                           | 5  |
| 5 計画策定のための調査と計画策定体制              | 5  |
| 6 計画の推進と点検・評価                    | 6  |
| 第2章 あわら市の現状                      | 7  |
| 1 あわら市の人口と世帯の状況                  | 7  |
| 2 子どもを取り巻く家庭の状況                  | 9  |
| 3 保護者の就労状況                       | 11 |
| 4 教育・保育の状況                       | 14 |
| 5 あわら市次世代育成支援地域行動計画「あわらっ子プラン」達成率 | 18 |
| 第3章 計画の基本的な考え方                   | 19 |
| 1 基本理念                           | 19 |
| 2 基本目標                           | 20 |
| 3 施策の体系・方向性                      | 22 |
| 4 教育・保育の提供区域の設定                  | 23 |
| 4章 子ども・子育て支援施策の展開                | 24 |
| 基本目標Ⅰ 子育て相談の充実と子育て意識の啓発          | 24 |
| 基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくり             | 24 |
| 基本目標Ⅲ 母子保健の充実                    | 25 |
| 基本目標Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境づくり            | 25 |
| 基本目標Ⅴ 保護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援     | 26 |
| 基本目標Ⅵ 子育てと仕事の両立支援                | 26 |
| 第5章 量の見込みと確保の内容                  | 27 |
| 1 教育・保育事業の提供                     | 27 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業の提供               |    |

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 近年の国の少子化対策

---

政府は、平成2年の「1.57 ショック」(※1 参考)を契機に出生率の低下と子どもの数の減少傾向を大きな社会問題として捉え、仕事と子育ての両立支援など、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策を検討し始めました。

そして、平成6年の「エンゼルプラン」に続き、平成11年に「新エンゼルプラン」を策定し、総合的な少子化対策を開始しました。平成14年には、「少子化対策プラスワン」をとりまとめ、従来の保育に関する施策などに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って少子化対策に取り組むことになりました。平成15年には、少子化に的確かつ総合的に対処するため、「少子化社会対策基本法」が制定されました。

この少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある具体的施策内容と目標を掲げた実施計画「子ども・子育て応援プラン」が平成17年度に策定されました。

しかし、平成17年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を更新しました。この予想以上の少子化の進行を受け、平成18年、内閣総理大臣を会長とする閣僚による少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。

平成19年には、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現」とともに、その社会的基盤となる「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みを、同時並行的に取り組んでいくことが不可欠であると明記されました。

その「働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現」においては、「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、一方で、重点戦略をふまえて政府は保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表しました。

平成21年、内閣府に「子ども・子育てビジョン検討ワーキングチーム」が立ち上げられ、有識者や事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取

や国民からの意見募集などを踏まえ、子どもや子育てを支援していく新たな制度の構築を目指した「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について、検討が始まりました。

平成 24 年には、「社会保障・税一体改革大綱」により、子どもを生まれ育てやすい社会を目指して子ども・子育て支援新制度の創設が決定され、「子ども・子育て関連 3 法」の下に、子ども・子育て支援新制度の構築に向けて準備が始まりました。3 法の一つである「子ども・子育て支援法」では、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的に謳い、社会保障と税の一体改革によって、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月 1 日から本格的にスタートします。

※ 1 「1.57 ショック」とは、合計特殊出生率が 1.57 となり、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和 41 年の 1.58 を下回ったこと。

## 2 計画策定の趣旨

---

本市では、これまで国の少子化対策と連動させながら、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく、あわら市次世代育成支援行動計画（前期計画）を平成 17 年度に策定し、子育て支援の推進に努めてきました。平成 22 年度に改正した同計画後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、多様化する市民ニーズに対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに第 3 子保育料無料化、休日保育、及び保育施設や子育て支援センターでの保育カウンセラー相談事業並びに子ども医療受給対象者を中学校 3 年生まで拡大するなど、保育サービスの拡充や子どもに関わる相談体制の充実並びに子育て世帯の経済的支援の強化など必要な見直しを行い、子ども・子育て支援の向上のための施策を推進してきました。

子ども・子育て支援では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが重要です。

また、様々な事情により社会的な支援が必要な子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において法に基づく給付その他の支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する必要があります。

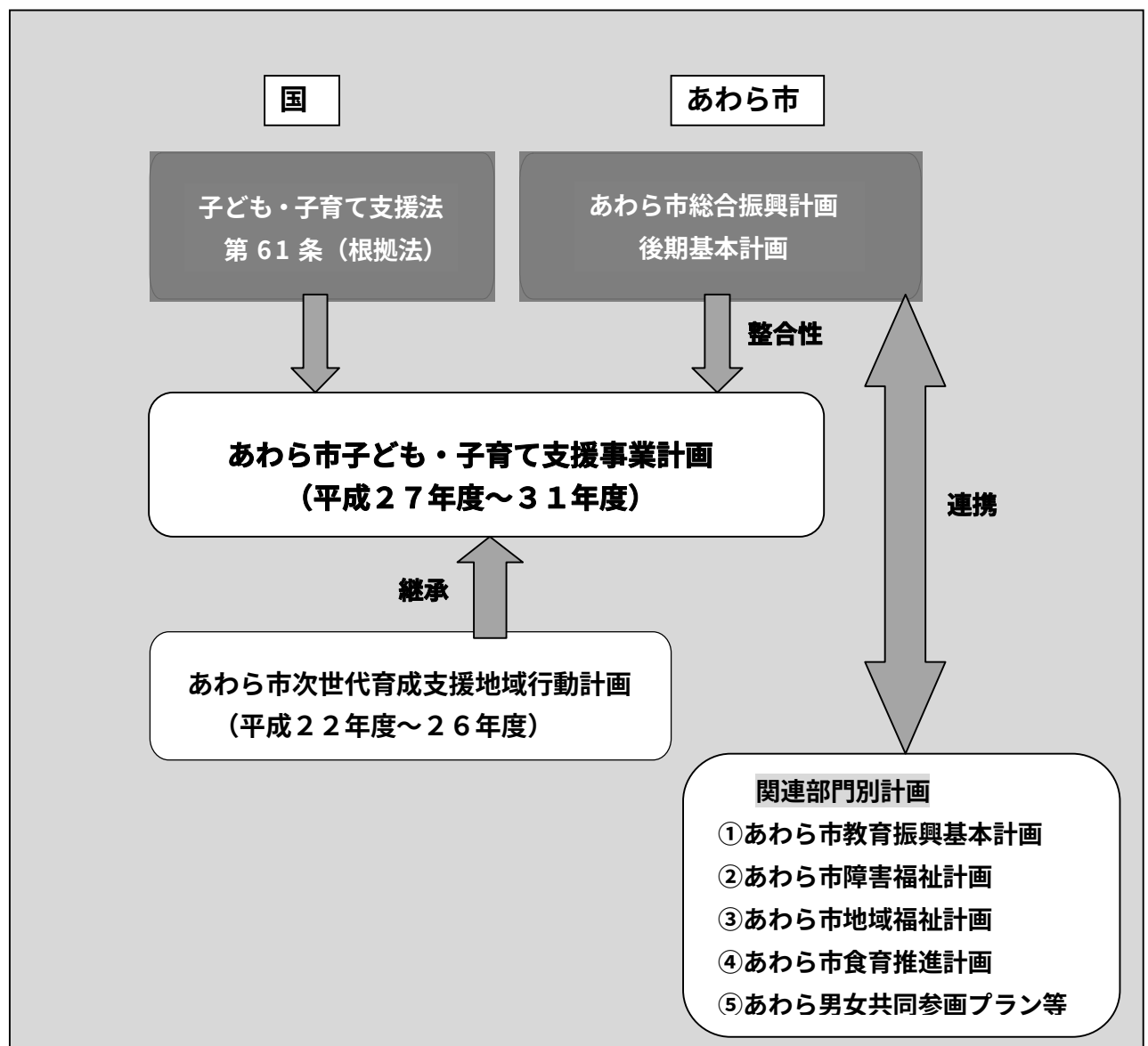
現在、本市においても少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による保育ニーズの変化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変わっています。

そうした状況を踏まえ、すべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域社会全体で支えていく環境の整備を図るため、本計画を策定することとしました。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即って策定するものです。同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて定めた『あわら市次世代育成支援行動計画後期計画』に従って、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承するものであり、今後子ども・子育てのための支援を、総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。また、この計画は、本市のまちづくりの基本となる『あわら市総合振興計画後期基本計画』との整合性を保ちながら、「教育基本法」に基づく『あわら市教育振興基本計画』をはじめとして、『あわら市地域福祉計画』『あわら市食育推進計画』など、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。

計画の位置付け



## 4 計画期間

本計画は、平成27年（2015年）度を初年度とし、平成31年（2019年）度を目標年次とする5年間の計画です。

計画期間

| 平成<br>22        | 23 | 24 | 25 | 26 | 27              | 28 | 29 | 30 | 31年度 |
|-----------------|----|----|----|----|-----------------|----|----|----|------|
| あわら市次世代育成支援地域行動 |    |    |    |    | あわら市子ども・子育て支援事業 |    |    |    |      |

## 5 計画策定のための調査と計画策定体制

### （1）ニーズ調査の実施と現行計画の評価

本計画の策定に先立ち、本市では未就学児童や就学児童をもつ保護者の子育てニーズを把握するために、平成25年末に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を未就学児がいる全世帯及び小学生がいる全世帯に実施しました。

本計画では、このニーズ調査の結果から、教育や保育に関する計画期間5か年の需要を想定するとともに、平成26年度が実施最終年である『あわら市次世代育成支援行動計画後期計画』の進捗状況の評価を行い、新たな計画策定に反映させます。

### （2）あわら市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、新たにあわら市子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、児童の保護者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面関係者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

## 6 計画の推進と点検・評価

---

### (1) 計画推進のための視点

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育などの市の関係各課が密に連携し、市民にとってわかりやすい実施体制をとることが重要です。同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育で日々子どもたちと接する事業者や子育て環境を支える地域の人々などが、それぞれの主体的役割を理解し、連携・協働して取り組むことを基本姿勢とします。

### (2) 点検・評価と達成状況の報告

計画期間の5か年の間、毎年本計画に記載した施設の確保や施策の実施状況など、子ども・子育て支援事業の達成状況を点検・評価する機会を設け、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

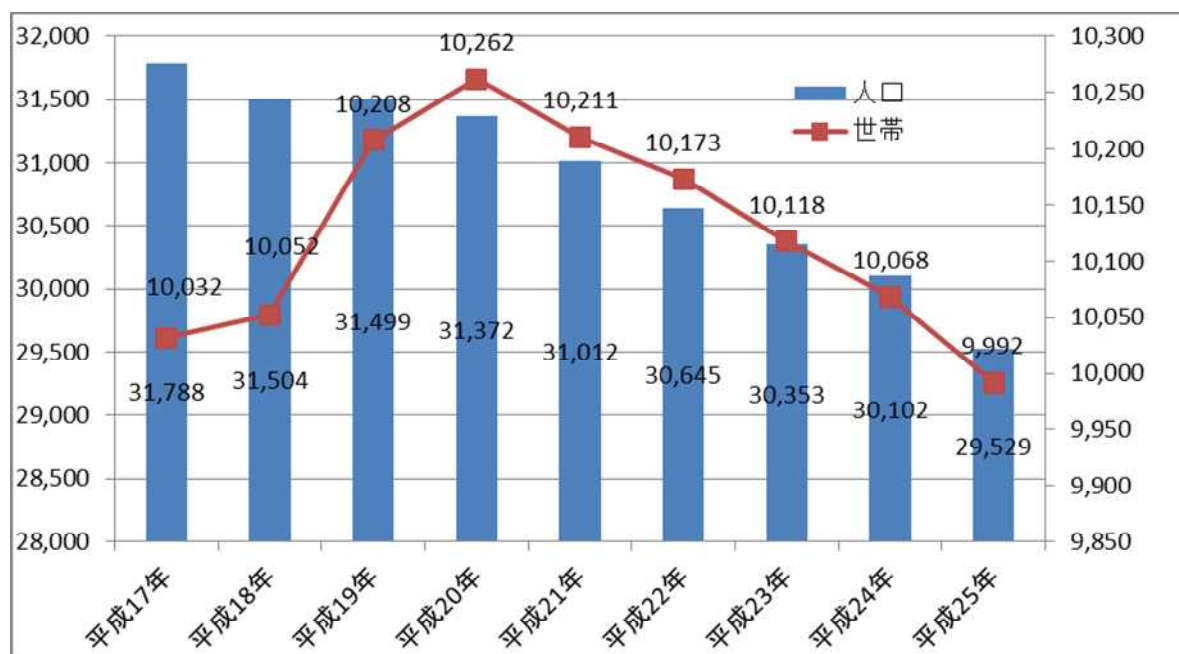


## 第2章 あわら市の現状

### 1 あわら市の人口と世帯の状況

平成25年10月1日現在のあわら市の人口は29,529人で、世帯数は9,992世帯です。平成17年と比較すると、人口では、2,259人、7.1%減少し、世帯数では、40世帯、0.4%の減少となっており、人口減少とともに、世帯数の少人数化が進んでいます。

#### (1) 人口と世帯



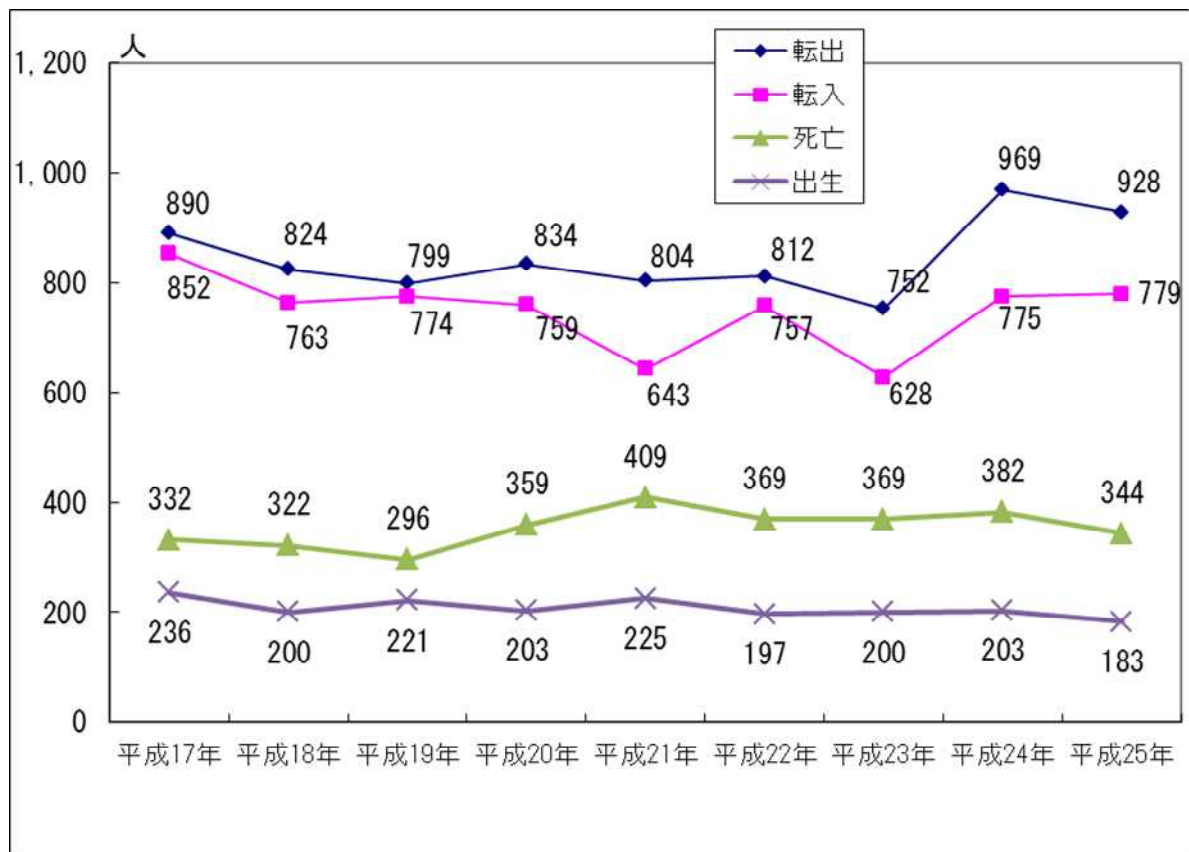
住民基本台帳より

#### (2) 人口動態

自然動態、社会動態ともに徐々に減少傾向にあります。

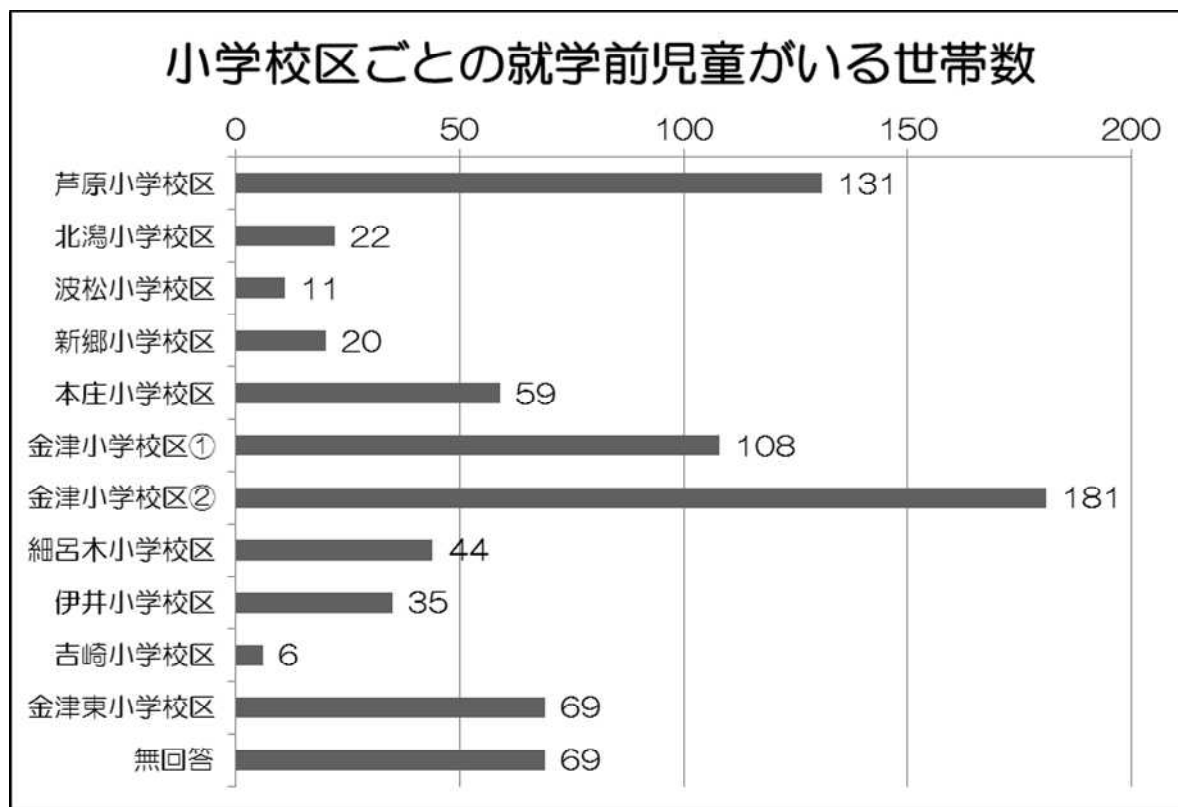
|       | 出生  | 死亡  | 自然増減  | 転入  | 転出  | 社会増減  | 人口増減  |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-------|
| 平成17年 | 236 | 332 | △ 96  | 852 | 890 | △ 38  | △ 134 |
| 平成18年 | 200 | 322 | △ 122 | 763 | 824 | △ 61  | △ 183 |
| 平成19年 | 221 | 296 | △ 75  | 774 | 799 | △ 25  | △ 100 |
| 平成20年 | 203 | 359 | △ 156 | 759 | 834 | △ 75  | △ 231 |
| 平成21年 | 225 | 409 | △ 184 | 643 | 804 | △ 161 | △ 345 |
| 平成22年 | 197 | 369 | △ 172 | 757 | 812 | △ 55  | △ 227 |
| 平成23年 | 200 | 369 | △ 169 | 628 | 752 | △ 124 | △ 293 |
| 平成24年 | 203 | 382 | △ 179 | 775 | 969 | △ 194 | △ 373 |
| 平成25年 | 183 | 344 | △ 161 | 779 | 928 | △ 149 | △ 310 |

住民基本台帳より



住民基本台帳より

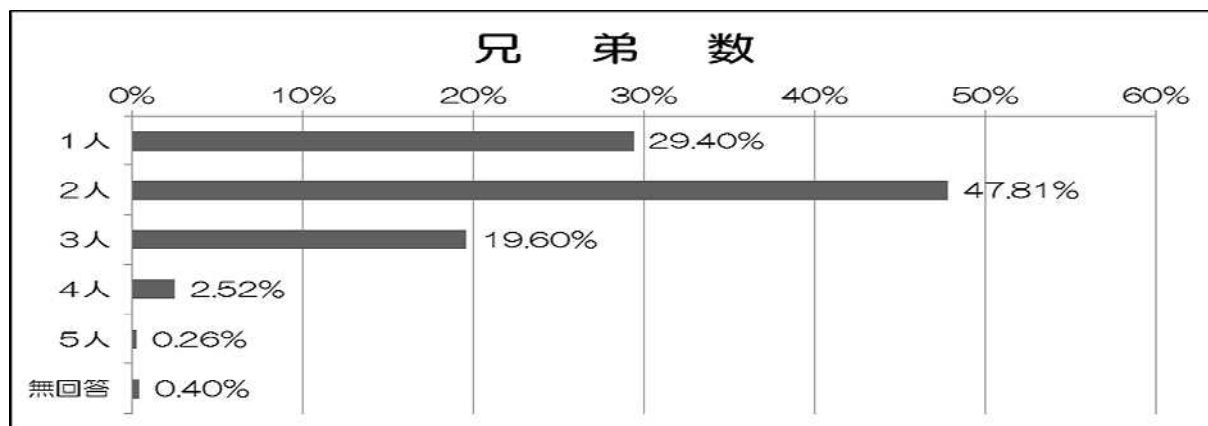
## 2 子どもを取り巻く家庭の状況



ニーズ調査より

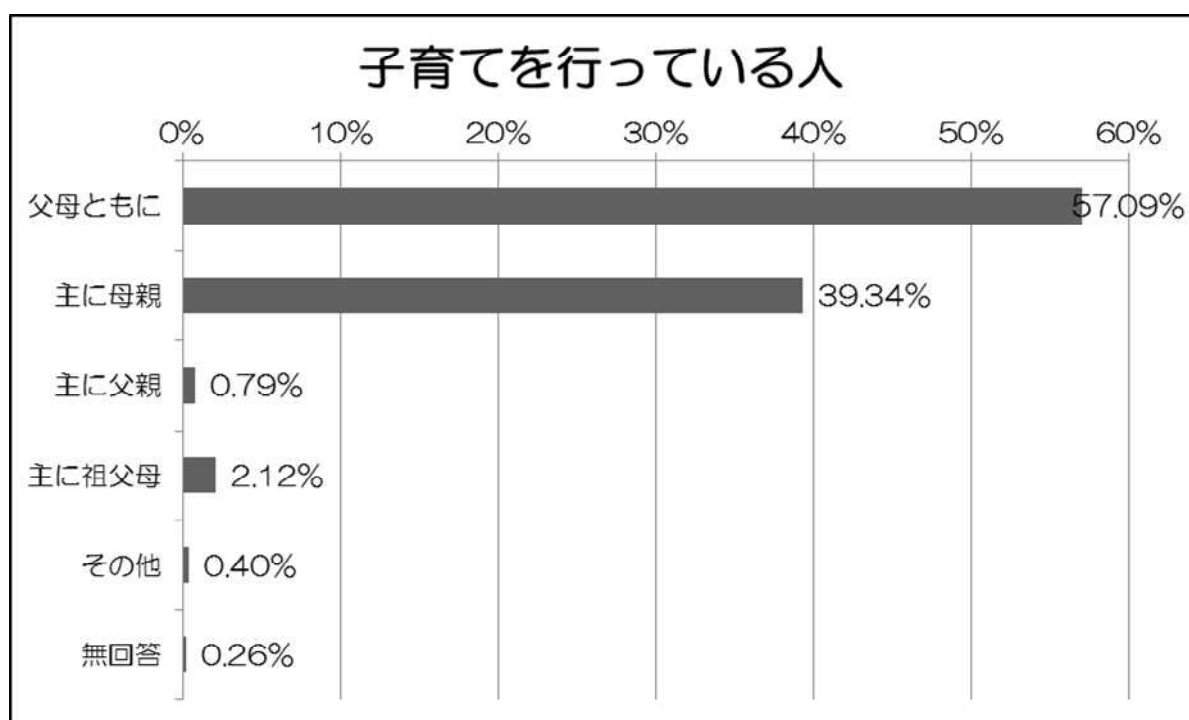
| 地 区         | 住 所 (行 政 区)                                                                        |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 芦原小学校区   | 舟津温泉、二面温泉、田中温泉、東温泉、西温泉、舟津、二面、牛山、松影、国影、新成、井江葎、横垣、宮王、重義、番田、田中々、堀江十楽、布目               |
| 2. 北潟小学校区   | 北潟東、北潟西、赤尾、富津                                                                      |
| 3. 波松小学校区   | 波松、城、城新田、番堂野、十三                                                                    |
| 4. 新郷小学校区   | 河間、河水苑、宮前公文、北本堂、角屋、中浜                                                              |
| 5. 本庄小学校区   | 轟木、新田、東善寺、谷畠、上番、根上り、仏徳寺、翠明、光明、御鷹、中番、下番、玉木                                          |
| 6. 金津小学校区①  | 新、古、東、六日、新用、馬場、榛ノ木原、北稲越                                                            |
| 7. 金津小学校区②  | 旭、新富、天王、水口、十日、脇出、上八日、八日、下八日、坂ノ下、稲荷山、千束、春日、中央、向ヶ丘、若葉台、桜ヶ丘、山室、高塚、清王、山十楽、嫁威、日の出       |
| 8. 細呂木小学校区  | 滝、青ノ木、宮谷、山西方寺、柿原、坂口、蓮ヶ浦、細呂木、橋屋、樋山、指中、沢、細呂木駅前                                       |
| 9. 伊井小学校区   | 伊井、古屋石塚、桑原、清間、矢地、菅野、南稲越、河原井手、池口                                                    |
| 10. 吉崎小学校区  | 吉崎、浜坂                                                                              |
| 11. 金津東小学校区 | 中川、東田中、瓜生、南疋田、北疋田、次郎丸、御簾尾、北野、北、前谷、笹岡、熊坂、下金屋、畝市野々、牛ノ谷、上野、名泉郷、東山、後山、清滝、鎌谷、桐、権世、権世市野々 |

一人っ子および2人っ子が77%を占め、兄弟数が少ないことがみてとれる。



ニーズ調査より

ほとんどの世帯が、子どもに対し、親が責任を持って監護していると思われる。

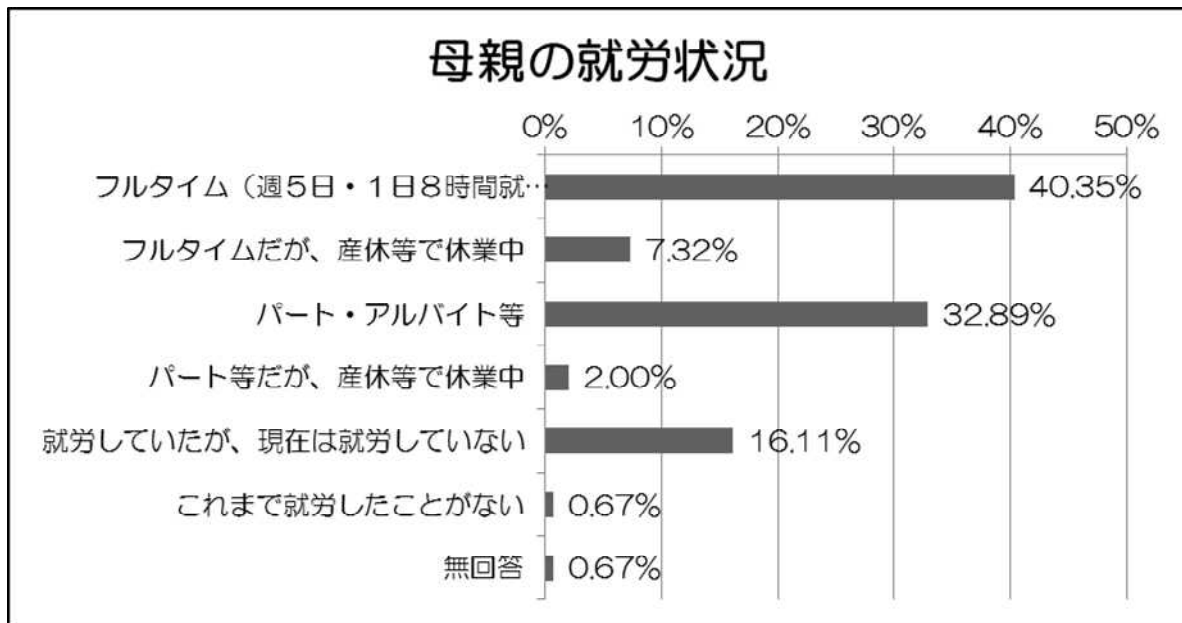


ニーズ調査より

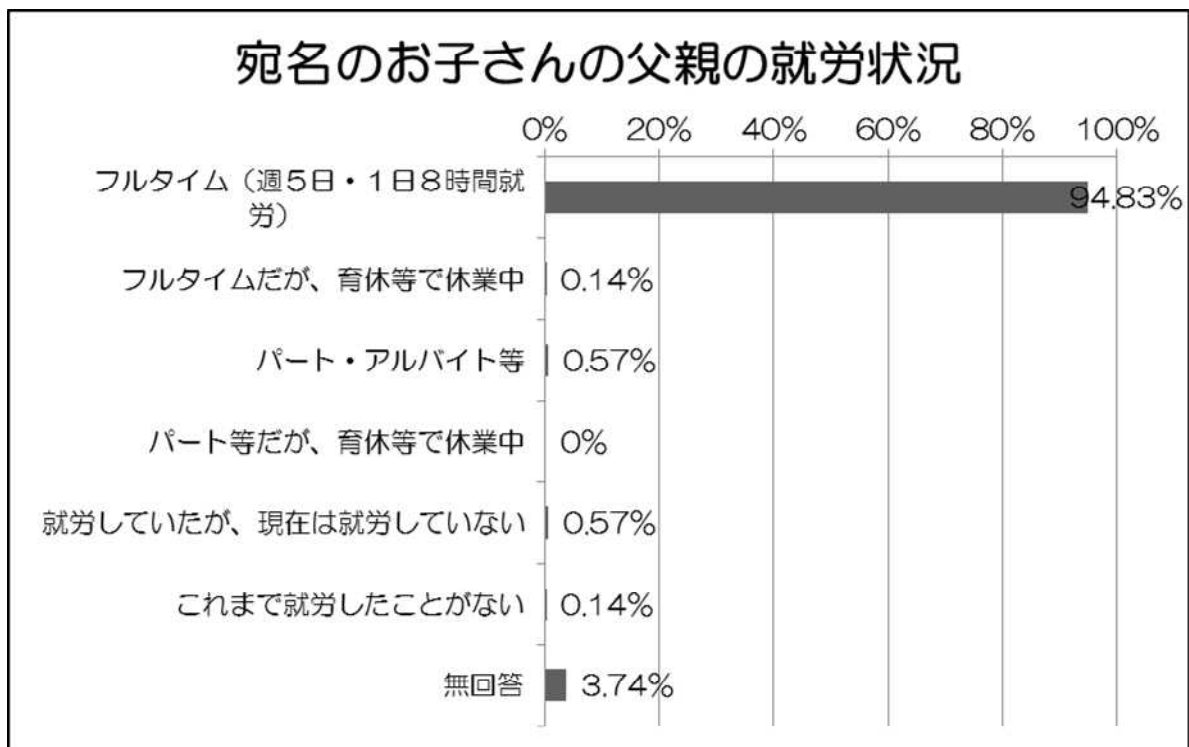
### 3 保護者の就労状況

約80%の母親が就労しており、その内1割が産休等で休業中である。

父親は、約95%がフルタイムで就労している。

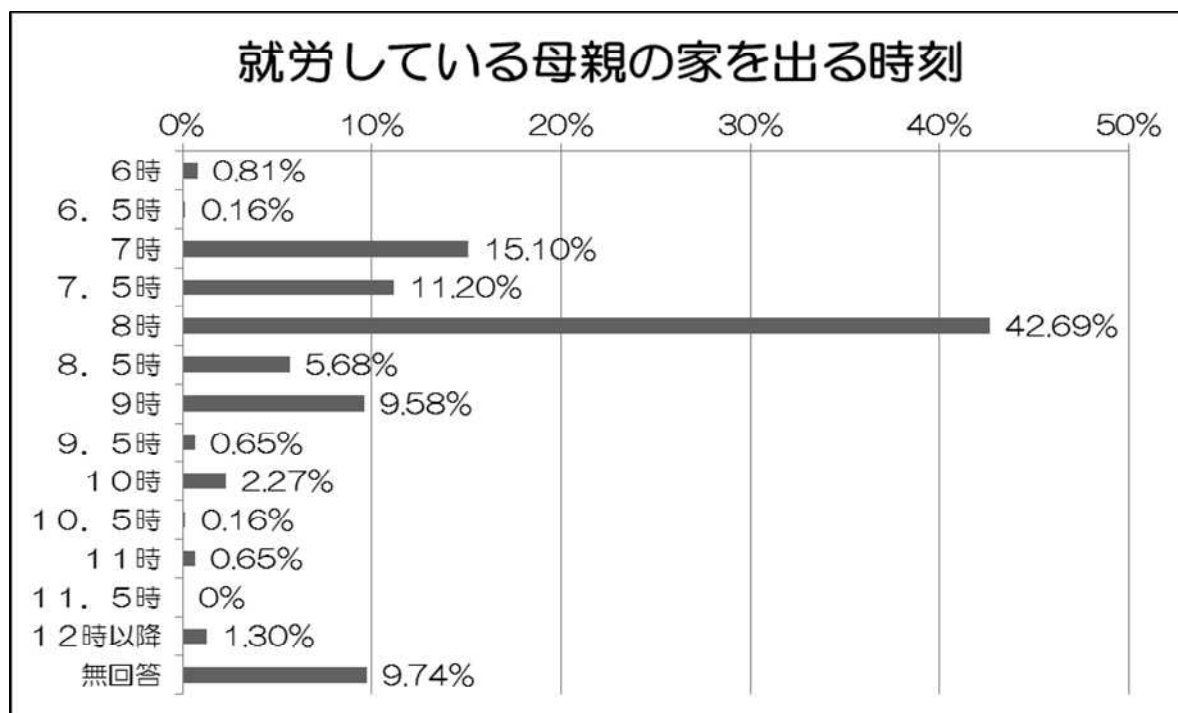


ニーズ調査より

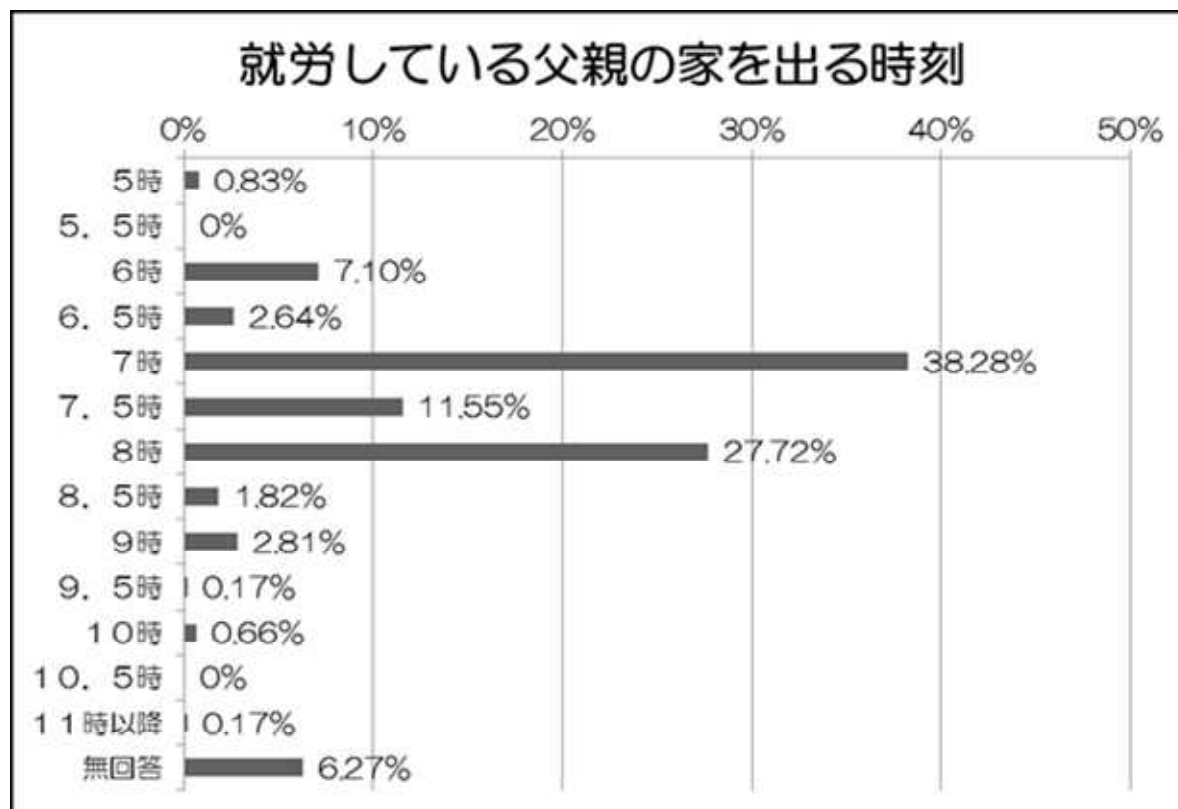


ニーズ調査より

就労している母親は朝8時に家を出る人が多く、父親では朝7時に家を出る人が多い。  
父親が児童を送るのであれば、7時過ぎに、園が開園していることが望ましい。

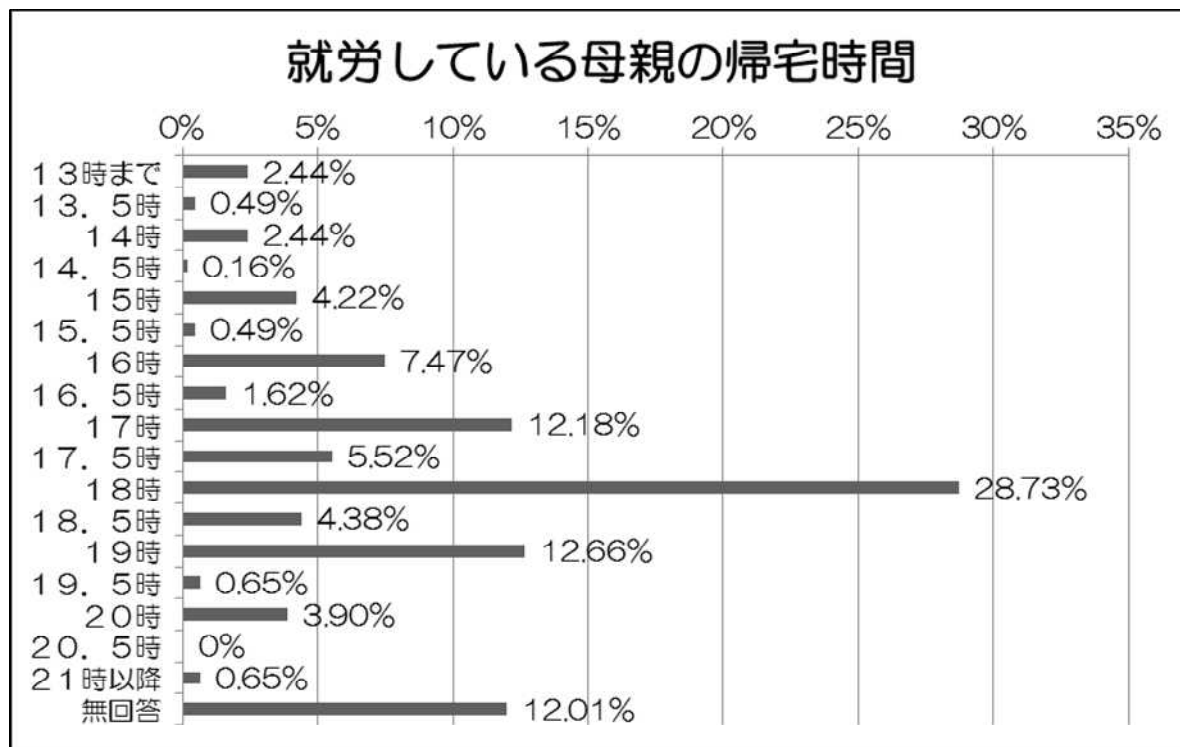


ニーズ調査より

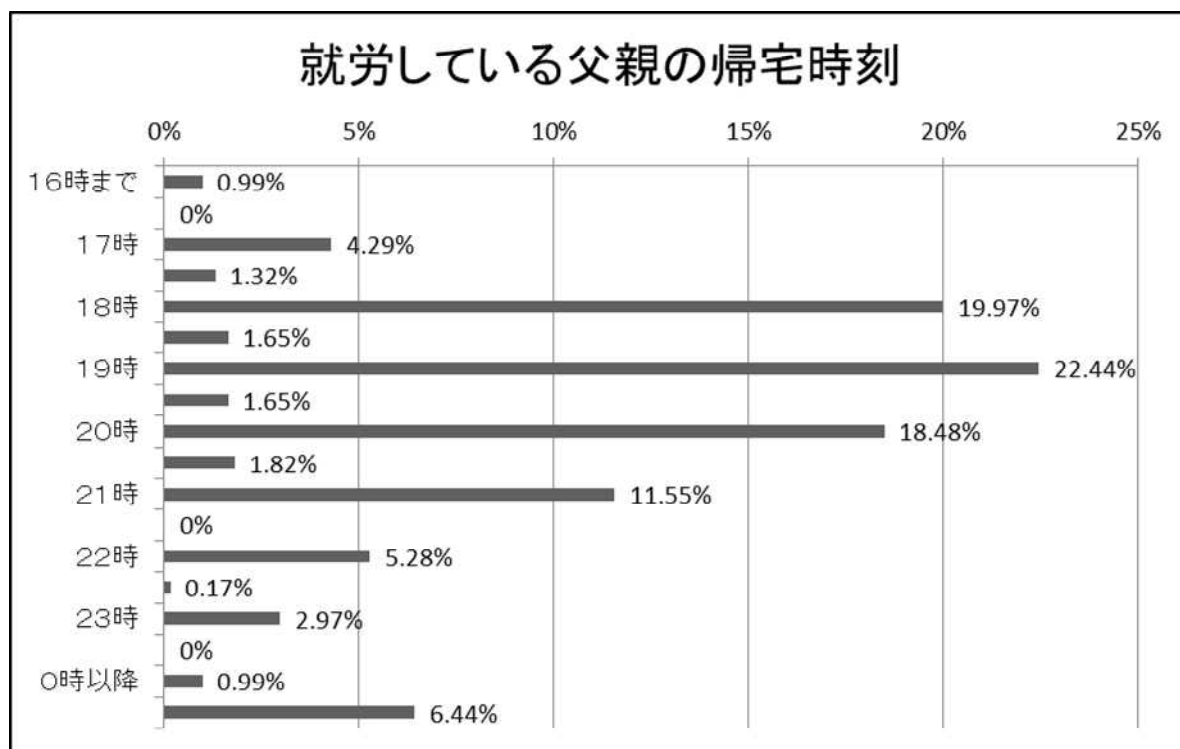


ニーズ調査より

母親の帰宅時間で多いのは18時であり、19時までに約83%の母親が帰宅するが、父親については19時が一番多く、18時、20時と続いている。21時以降に帰宅する母親も存在する。



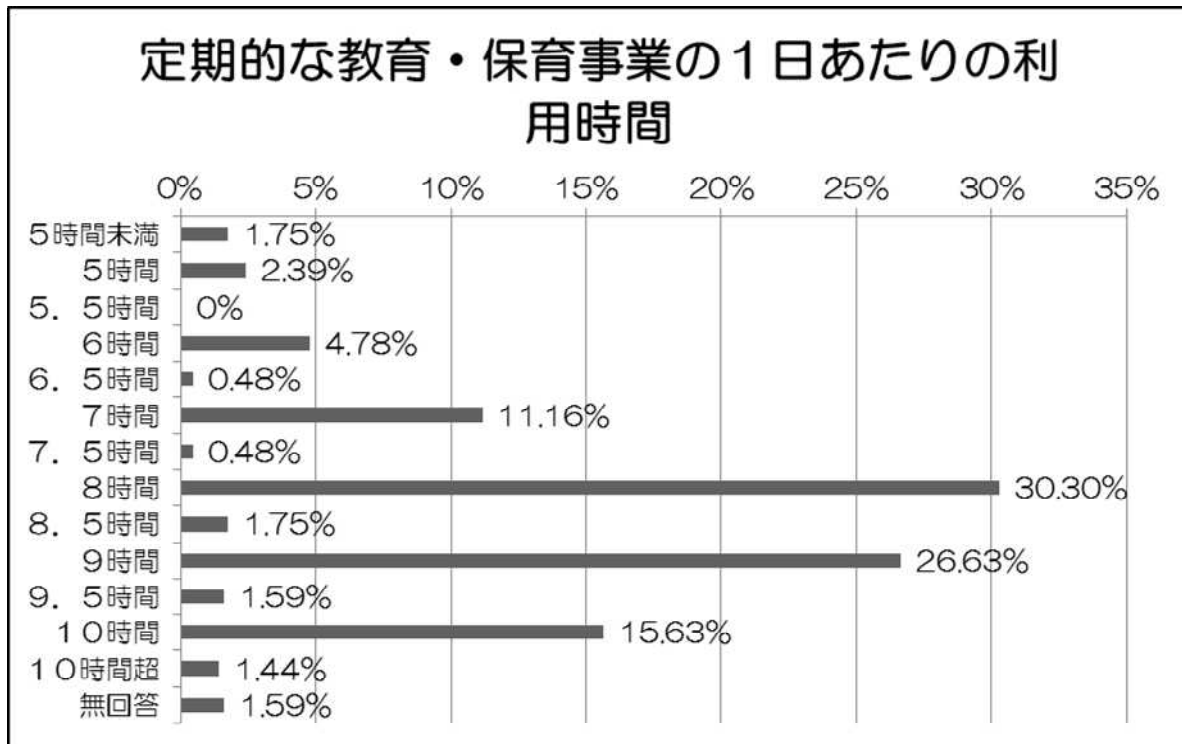
ニーズ調査より



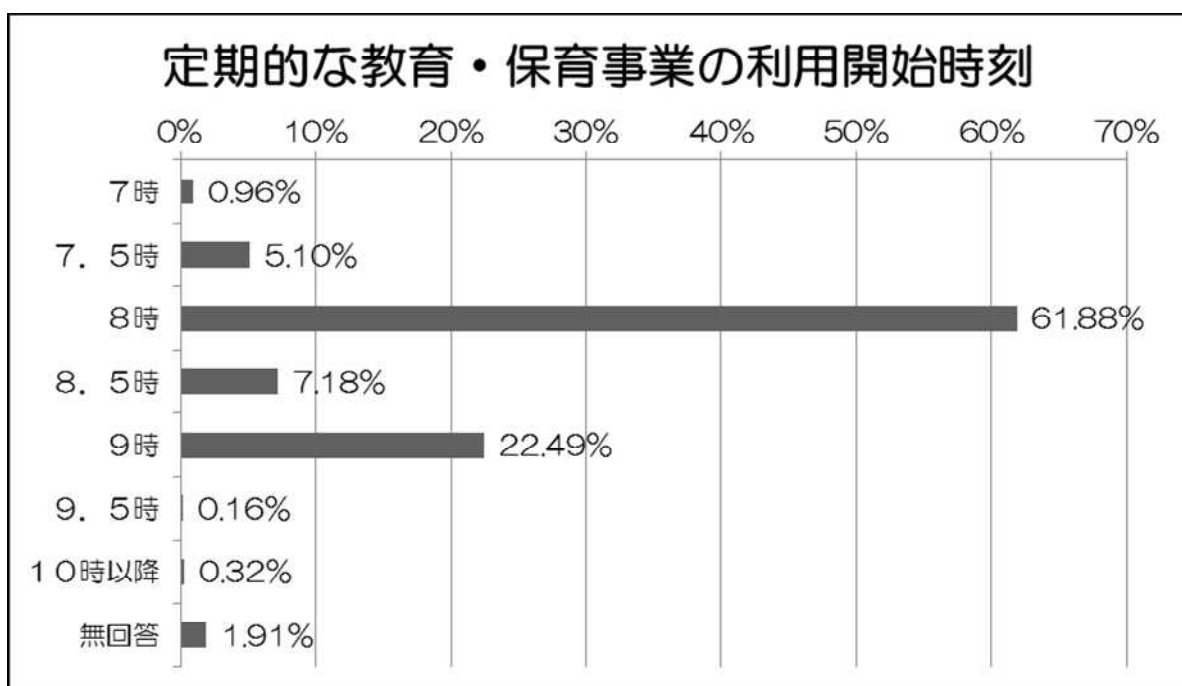
ニーズ調査より

## 4 教育・保育の状況

教育・保育事業の利用時間や開始・終了時間については、親の就労時間や家を出る時間、帰宅時間に比例している。



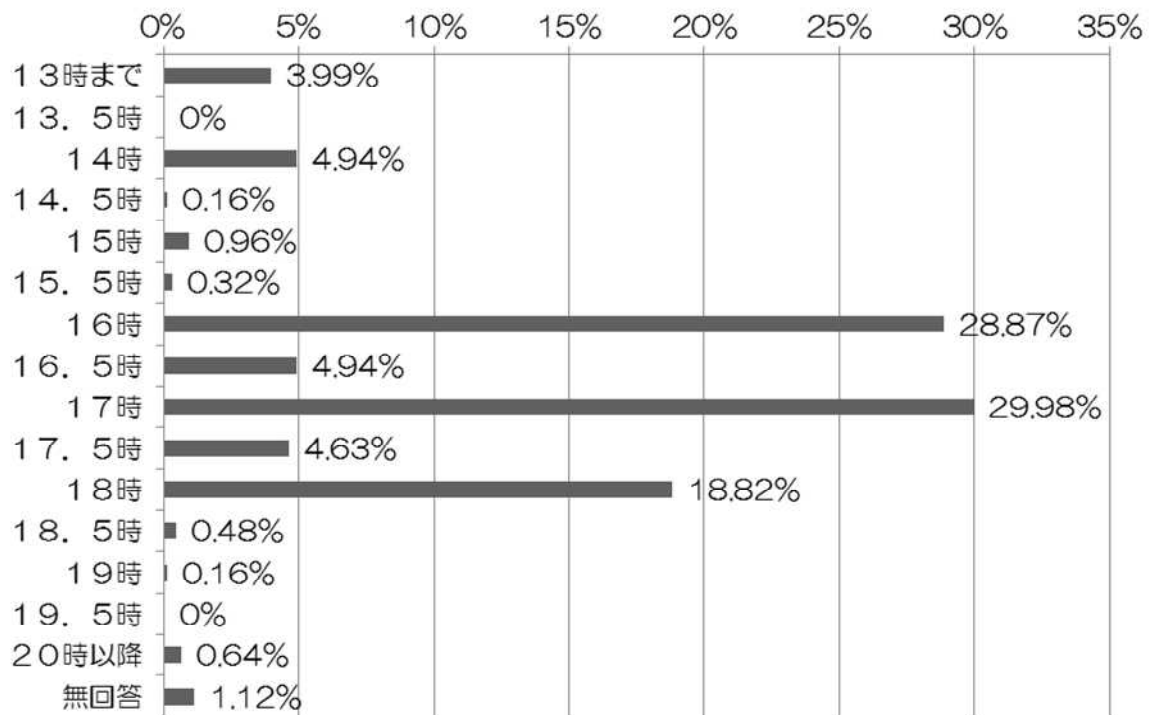
ニーズ調査より



ニーズ調査より

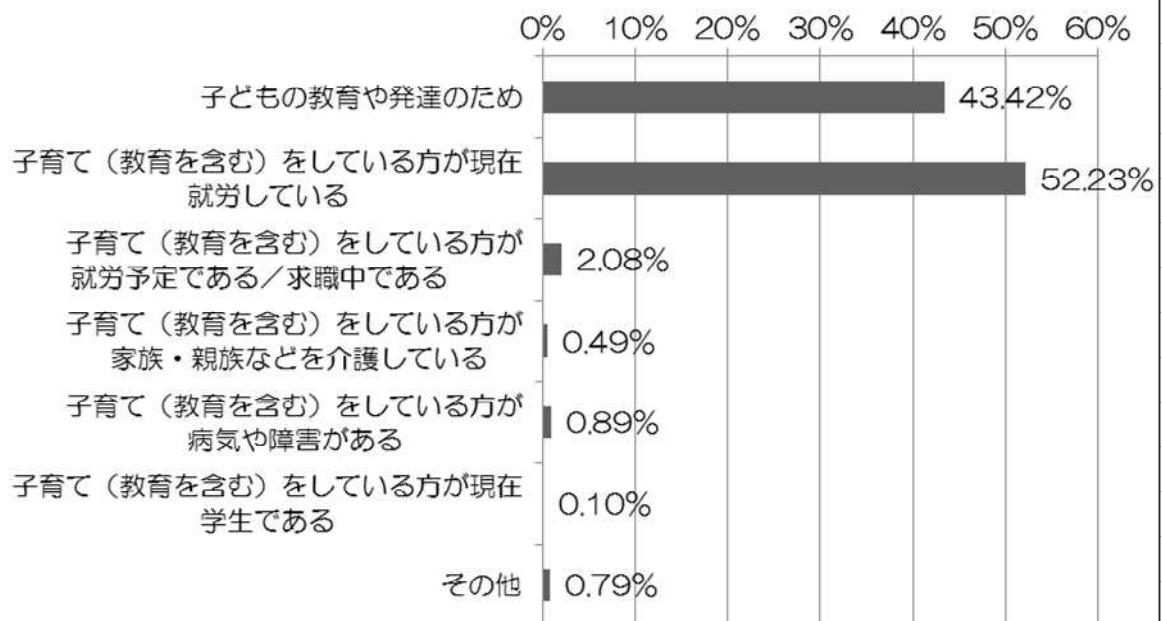


### 定期的な教育・保育事業の利用終了時刻



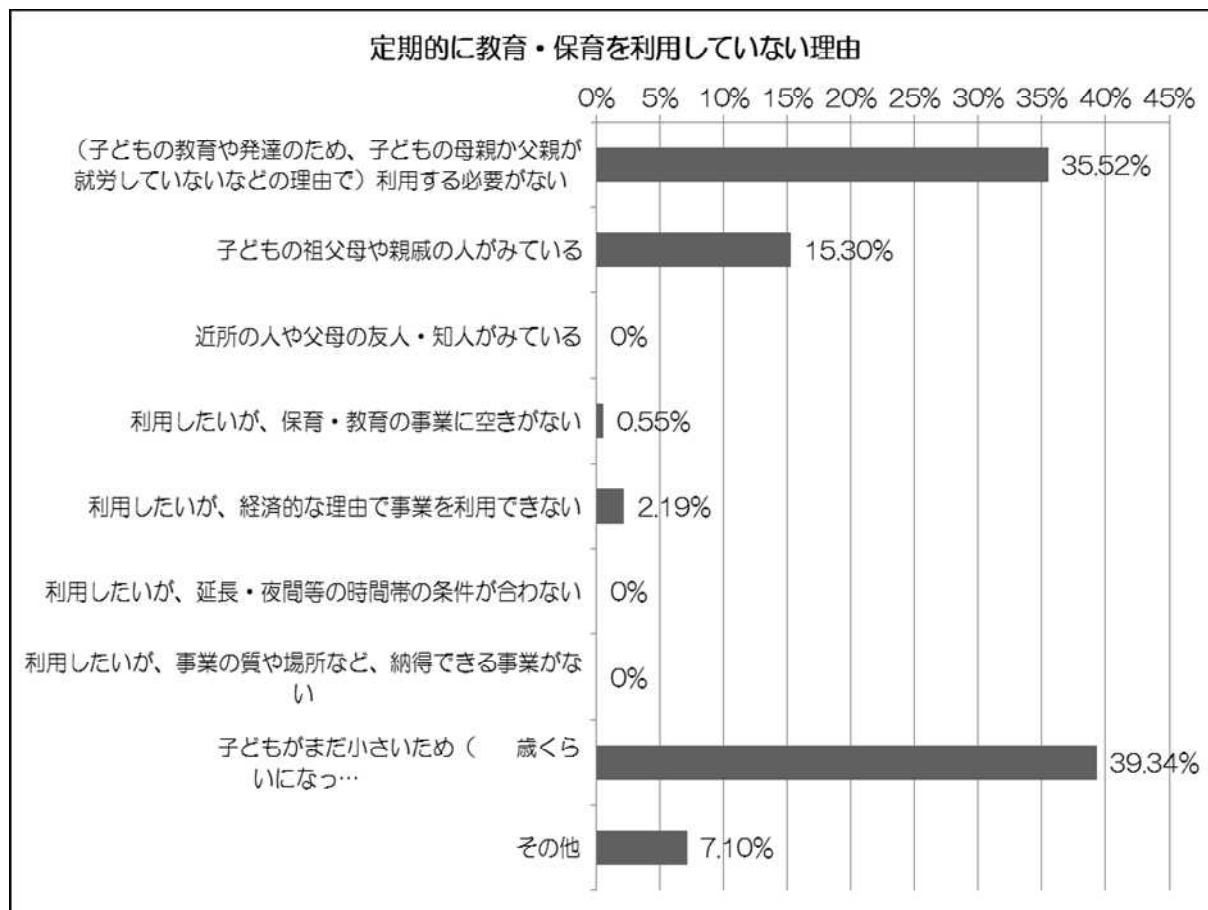
ニーズ調査より

### 定期的に教育・保育を利用している理由

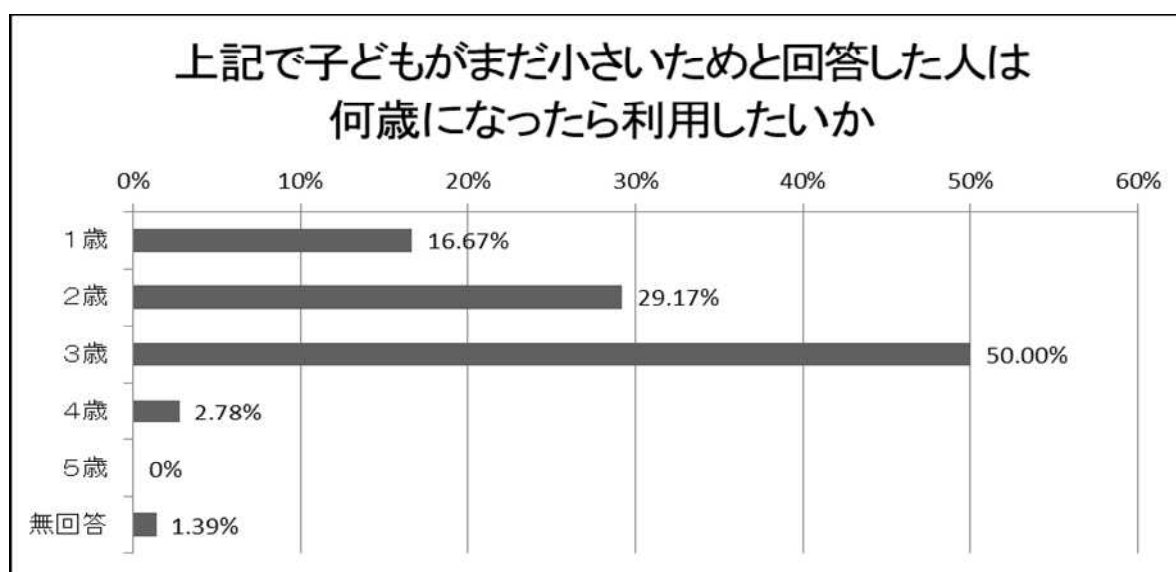


ニーズ調査より

4歳くらいまでは、親や身内で子育てしたいと思っていることが伺え、その年齢および親族が地域支援の対象者としてすることが適当と思われる。

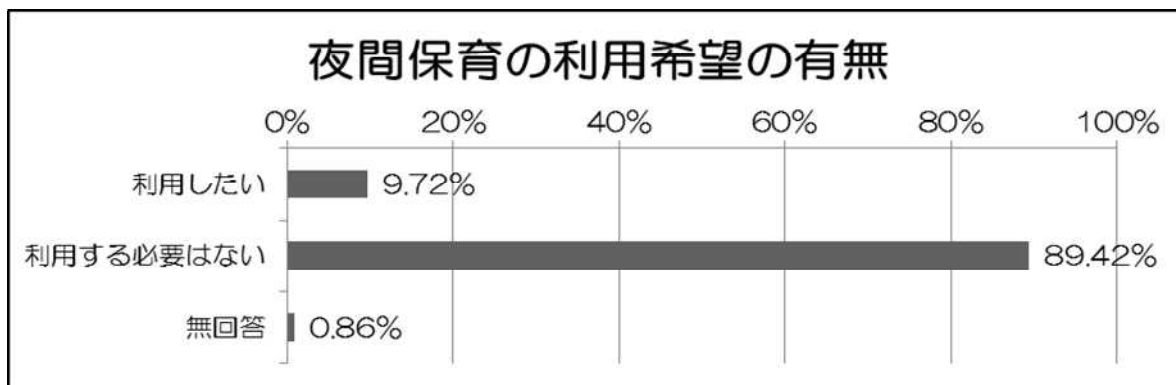


ニーズ調査より

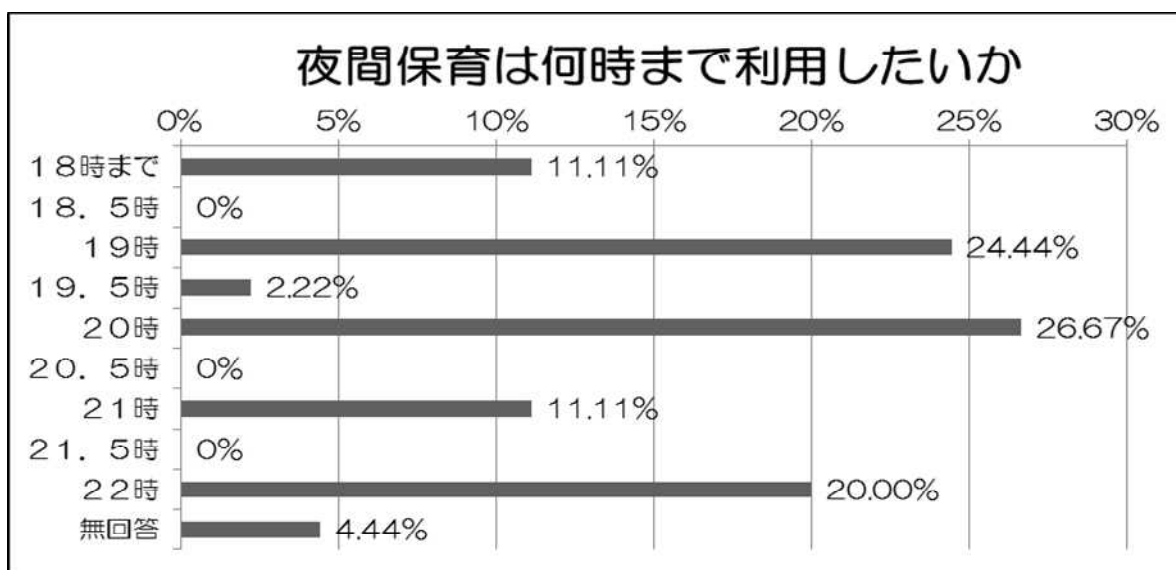


ニーズ調査より

回答者 735 人中 45 人が夜間保育の希望があり、19 時～22 時までの利用希望はほぼ同人数となっている。



ニーズ調査より



ニーズ調査より

## 5 次世代育成支援事業計画における達成率

あわら市次世代育成支援行動計画とは、次世代育成支援対策推進法の規定により、平成17年度から平成21年度を前期、平成22年度から平成26年度を後期として、あわら市における子どもの育ちと子育て家庭に対する支援の基本理念及び基本目標を定めた計画です。

| 事業名                  | 事業内容                                                                                                     |      | 実施状況<br>(平成16年度) | 実施状況<br>(平成22年度) | 実施状況<br>(平成25年度) | H26目標 | 達成率  |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------|------------------|-------|------|
| ① 通常保育事業             | 保護者の労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育所での保育を実施します。                                    | 設置箇所 | 12ヶ所             | 12ヶ所             | 11ヶ所             | 11ヶ所  | 100% |
|                      |                                                                                                          | 定員数  | 975人             | 875人             | 845人             | 845人  |      |
| ② 延長保育事業             | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超過して保育を行います。                                                                 | 設置箇所 | 4ヶ所              | 9ヶ所              | 11ヶ所             | 11ヶ所  | 100% |
|                      |                                                                                                          | 定員数  | 200人             | 150人             | 260人             | 250人  |      |
| ③ 夜間保育事業             | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所において夜間保育を行います。                                                                    | 設置箇所 | 1ヶ所              | 1ヶ所              | 1ヶ所              | 1ヶ所   | 100% |
|                      |                                                                                                          | 定員数  | 30人              | 30人              | 30人              | 30人   |      |
| ④ 一時預かり事業            | 就労形態の多様化または専業主婦が育児疲れや急病などに対応するため、保育所において一時的な保育を行います。                                                     | 設置箇所 | 5ヶ所              | 9ヶ所              | 8ヶ所              | 11ヶ所  | 73%  |
|                      |                                                                                                          | 定員数  | 15人              | 27人              | 40人              | 33人   | 100% |
| ⑤ 放課後子どもプラン推進事業      | 保護者が仕事等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童について、公共施設での児童預かりを実施します。                                                    | 設置箇所 | 2ヶ所              | 8ヶ所              | 9ヶ所              | 11ヶ所  | 82%  |
|                      |                                                                                                          | 定員数  | 70人              | 200人             | 350人             | 355人  | 99%  |
| ⑥ 病時、病後児童保育事業        | 疾病時や疾病回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障があるものについて、その家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備える等により保育を行います。 | 設置箇所 | 1ヶ所              | 1ヶ所              | 3ヶ所              | 1ヶ所   | 100% |
|                      |                                                                                                          | 定員数  | 4人               | 4人               | 6人               | 4人    |      |
| ⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間（7日間程度）預かります。                                                        | 設置箇所 | —                | 2ヶ所              | 2ヶ所              | 2ヶ所   | 100% |
|                      |                                                                                                          | 定員数  | —                | 4人               | 4人               | 4人    |      |
| ⑧ 地域子育て支援センター事業      | 子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。                                                       | 設置箇所 | 1ヶ所              | 2ヶ所              | 2ヶ所              | 2ヶ所   | 100% |
|                      |                                                                                                          | 実績数  | —                | 9,503組           | 7,073組           | —     |      |
| ⑨ すみずみ子育て支援事業        | 土曜・日曜日等、保護者の利便性に応じて、時間単位で一時的な保育を行います。                                                                    | 設置箇所 | —                | —                | 1ヶ所              |       |      |
|                      |                                                                                                          | 定員数  | —                | —                | 利用延べ人数<br>357人   |       |      |

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

---

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本計画に即して、策定するものです。

国の指針の中にある「子どもの育ちに関する理念」「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」に即し、また、あわらし次世代育成支援計画を踏まえ、以下の基本理念をかかげます。

#### 基 本 理 念

**若い世代が  
住み、生み、育てたくなるまち・あわらし**

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が市の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、市全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、現在の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援を進めます。

## 2 基本目標

---

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援地域行動計画を平成 17 年 3 月に策定し、さまざまな子育て支援の施策を推進してきました。本計画は、平成 26 年度までの計画となっており、今後は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援新制度とともに平成 27 年 4 月からの事業実施となります。

本計画の基本目標については、次世代育成支援行動計画から引き続き取り組む施策も含め、次の 6 項目を基本目標として設定します。

### I 子育て相談の充実と子育て意識の啓発

身近な地域での相談機会の確保のため、教育・保育施設や子育て支援センターにおける子育て支援体制の充実を図ります。

子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合えるような機会の充実に努めるとともに、父親の育児参加を促進します。

### II 子育てしやすい地域環境づくり

核家族化等により、世代間で育児知識の継承が困難になるなど、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。このため、家庭生活や子育てについての意識啓発や地域の子育て自主サークル等の育成・支援に努めるとともに、働かずに子育てに専念している家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行い、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

### III 母子保健の充実

乳幼児健康診査や健康相談事業など母子保健サービスの充実に努め、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを推進します。

### IV 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもたちが安全に遊ぶことができる場を確保し、その健全な育成に資するため、関係機関や団体等との連携のもとに、地域住民が一体となって子どもの健全な成長のための取組みに努めます。

### V 保護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

児童虐待が深刻な社会問題となっていることから、要保護児童等の支援を行うとともに、ひとり親家庭や障害がある子どもとその家庭など、多様な家庭に対する施策の充実に努めます。

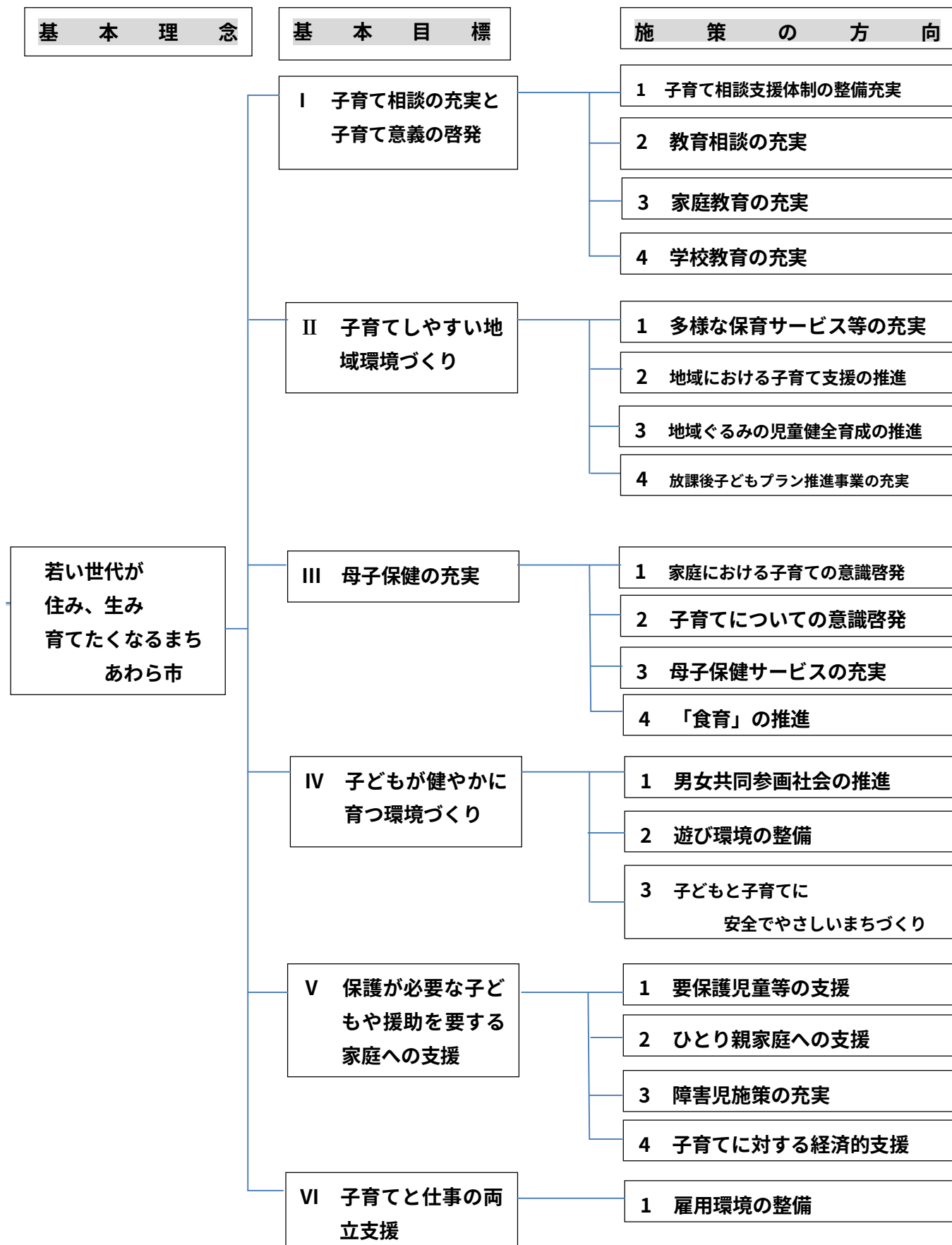
## VI 子育てと仕事の両立支援

男女がともに子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進を図り、働きやすい職場環境の整備促進に努めます。

また、保育サービス等の充実を図り、子育てと仕事の両立支援のための体制の整備に努めます。

放課後などに保護者が仕事などにより家庭にいない児童の保護・育成と、その保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、放課後児童健全育成の充実に努めます。

### 3 政策の体系・方向性





## 4 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域こども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量」や「確保方策」を定めることとしています。

本市では、下図のように7か所の教育・保育提供区を定め、区域ごとに、さらに需要分析を行っていくこととします。



## 第4章 子ども・子育て支援政策の展開

### 基本目標Ⅰ 子育て相談の充実と子育て意識の啓発

| No. | 施策             | 内容                                                                                                                                           | 担当     |
|-----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 子育て相談支援体制の整備充実 | 子育て支援センターにおける相談事業として、「保育カウンセラー巡回相談」「育児相談」「のびのび相談」を実施し、相談・関係機関連携の体制づくりを行います。                                                                  | 子育て支援課 |
| 2   | 教育相談の充実        | 小学校・中学校においては、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校の先生と協力しながら、子どもと親が相談しやすい体制を整えるとともに、ライフパートナー事業では、大学生が、家に閉じこもりがちな子どもの良き相談相手となります。                       | 教育総務課  |
| 3   | 家庭教育の充実        | 「子育て講座」で、乳幼児から小学校までの子どもを持つ親対象に、子どもの発達の特性を知り、親の役割について学習するとともに、親としてのあり方を見つめ直す中で家庭教育力の向上を図ります。また、親とともにこども園・小学校の職員も、子どもの教育・保育に対する共通理解を図ります。      | 文化学習課  |
| 4   | 学校教育の充実        | 「思いやる心・学び合う心・夢に向かって未来を拓く、豊かな人づくり・ふるさとづくり」の基本理念実現のため、教諭の加配や、支援員の配置及び学校評価システムの推進並びに学校ボランティアによる伝承遊びや読み聞かせ等、児童一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導及び生活指導の充実を図ります。 | 教育総務課  |

### 基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくり

|   | 施策             | 内容                                                                                                                                                                                | 担当     |
|---|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 | 多様な保育サービス等の充実  | 多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、及び一時預かりなど、こども園における特別保育の拡充に努めます。また、児童福祉施設であると同時に、社会福祉施設という性格をもつ公立のこども園においては、すべての子どもに公平なサービスの提供を目指していきます。                                               | 子育て支援課 |
| 2 | 地域における子育て支援の推進 | 地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、子育て支援センターで子育て家庭への支援活動の企画、調整を行います。子育て家庭等に対する遊びや育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援、県の子育てマイスターを活用した各種講演や実技講習会等を実施し家庭養育の向上を図ります。また、子育て訪問育児支援事業を展開し、子育て情報の提供や支援の充実を図ります。 | 子育て支援課 |

|   | 施策               | 内容                                                                                                                                                                                                          | 担当    |
|---|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 3 | 地域ぐるみの児童健全育成の推進  | 地域の協力を得ながら、児童が本市の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、郷土を「知る」「楽しむ」「伝える」ことができる活動や取組を推進することを目標に、地域の素材や環境、文化財を活用した体験的な学習を、「郷土に関する学習」として各教科や総合的な学習の時間などの教育課程に位置づけます。また地域の人材や青少年育成団体などとの連携を深め、地域の伝統的な行事や社会貢献活動に参加・体験する機会を設けます。 | 文化学習課 |
| 4 | 放課後子どもプラン推進事業の充実 | 小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。市内の小学校区において、小学校の空き教室や公共施設を利用して放課後子どもクラブを実施し、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。                                                                   | 文化学習課 |

### 基本目標 III 母子保健の充実

|   | 施策             | 内容                                                                                                                                 | 担当                                |
|---|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 家庭における子育ての意識啓発 | 「赤ちゃん訪問」で、保健師や助産師が自宅を訪問し、発育・発達の確認、育児相談に応じるほか、予防接種や健康診査などに関する説明を行います。                                                               | 健康長寿課                             |
| 2 | 子育てについての意識啓発   | 「もぐもぐ教室」や「はっぴー教室」で、身体計測、離乳食の進め方、歯の話、親子遊びの実技を行うほか、育児・栄養などについての相談に応じます。また「ブックスタート」により、親子の心ふれあいを願い、絵本を贈り、読み聞かせを行います。                  | 健康長寿課<br>図書館<br>子育て支援課            |
| 3 | 母子保健サービスの充実    | 1歳6ヶ月児と3歳児を対象に健診を実施し、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、専門機関等への紹介等適切な対応に努めます。また、育児相談や栄養相談にも応じます。                                                   | 健康長寿課                             |
| 4 | 「食育」の推進        | 一人ひとりが食に関する知識と食を選ぶ力を持ち、地産地消を推進すること、食を大切に、食文化を伝える心を育むことを目標に、食に関する講座や体験学習の実施・情報の発信・相談を行います。また、給食等で地場産物を積極的に使用するとともに、家庭での食育も推進していきます。 | 健康長寿課<br>教育総務課<br>農林水産課<br>子育て支援課 |

### 基本目標 IV 子どもが健やかに育つ環境づくり

|   | 施策          | 内容                                                                                                                                                                                                      | 担当                  |
|---|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1 | 男女共同参画社会の推進 | 本市の男女共同参画行政は、庁内組織である「あわらし男女共同参画行政推進会議」、市民により構成される具体的な啓発活動を行う「あわらし男女共同参画推進市民会議」及び男女共同参画の全般について提言を行う「あわらし男女共同参画審議会」を核として推進しています。市民と行政が協力しながら、学習・情報発信・相談・市民活動支援・交流等を行い、子どもがその個性を活かして多様な選択ができるよう、意識改革を図ります。 | 男女共同参画推進室<br>子育て支援課 |

|   | 施策                   | 内容                                                                                                                                                                                                                | 担当                               |
|---|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 2 | 遊び環境の整備              | トリムパークについては、県有施設のため、スポーツ課が県と協議しながら整備を行い、市が管理する都市公園については、建設課が整備します。また、各区が管理する公園については、社会福祉協議会が児童遊具の新設・修繕費の助成を行います。<br>他に、少年愛護センターが中心となって、補導委員や関係機関・団体と連携をとりながら、青少年を取り巻く環境浄化活動・有害環境の調査等を行い、事業主等に青少年の健全育成への配慮等を依頼します。 | スポーツ課<br>建設課<br>社会福祉協議会<br>文化学習課 |
| 3 | 子どもと子育てに安全でやさしいまちづくり | 市内各小学校において、「見守り隊」による児童の登下校の安全確認を行っていきます。                                                                                                                                                                          | 文化学習課                            |

## 基本目標 V 保護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

|   | 施策           | 内容                                                                                                             | 担当                     |
|---|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1 | 要保護児童等の支援    | 要保護児童対策地域協議会が中心となり、要保護児童等の早期発見及び適切な保護、または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るための情報交換を行い、個別ケース検討会や実務者会議を開催して支援内容に関する協議を行います。 | 子育て支援課                 |
| 2 | ひとり親家庭への支援   | 母子自立支援員を配置し、母子家庭の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、育児・教育・就労についての相談や各種行事への参加を通してより幸せな家庭を築き、自立への足がかりとなるよう援助し、指導を行う。  | 子育て支援課                 |
| 3 | 障害児施策の充実     | 障害福祉計画、教育振興基本計画と調和を保ちながら、支援を要する児童が、日常生活や社会生活を営むために必要な支援を受けられるよう関係機関との連携強化に努めます。                                | 福祉課<br>教育総務課<br>子育て支援課 |
| 4 | 子育てに対する経済的支援 | こども園料（保育料）については、継続して第3子は無料とし、新たに平成27年度より、5歳児全員のこども園料を無料とします。<br>こども医療については、継続して0歳から中学校終了までを対象とします。             | 子育て支援課                 |

## 基本目標 VI 子育てと仕事の両立支援

|   | 施策      | 内容                                                                 | 担当     |
|---|---------|--------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 | 雇用環境の整備 | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や就業規則等の整備を呼びかけ、育児・介護休業法の趣旨や内容の周知を図ります。 | 子育て支援課 |

## 第5章 量の見込みと確保の内容

### 1 教育・保育事業の提供

平成27年度から開始する子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等からみる「保育の必要性」と「児童の年齢」に応じて「認定」を与えられることになりました。以下の「認定区分」に応じて利用できる施設や利用できる時間が決まることとなります。市では以下のように認定します。

#### ■認定区分と提供施設

| 認定区分 |                       | 利用できる施設 | 利用できる時間 |
|------|-----------------------|---------|---------|
| 1号   | 3～5歳、保育の必要性なし(教育を受ける) | 認定こども園  | 6時間     |
| 2号   | 3～5歳、保育の必要性あり         | 認定こども園  | 8時間     |
| 3号   | 0～2歳、保育の必要性あり         | 認定こども園  | 11時間    |

#### 量の見込み

##### ■教育のみ(3～5歳で、認定こども園を利用する子ども)

| あわら市                |      | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                     |      | 1号     | 1号     | 1号     | 1号     | 1号     |
| ①量の見込<br>(必要利用定員総数) |      | 72人    | 72人    | 72人    | 68人    | 66人    |
| ②確保の内容              | こども園 | 80人    | 80人    | 80人    | 80人    | 80人    |
| ②－①                 |      | +8人    | +8人    | +8人    | +12人   | +14人   |

##### ■保育の必要性あり(0～5歳で、認定こども園を利用する子ども)

| あわら市                |      | 平成27年度     |          |            | 平成28年度     |          |            |
|---------------------|------|------------|----------|------------|------------|----------|------------|
|                     |      | 2号<br>3-5歳 | 3号<br>0歳 | 3号<br>1-2歳 | 2号<br>3-5歳 | 3号<br>0歳 | 3号<br>1-2歳 |
| ①量の見込<br>(必要利用定員総数) |      | 528人       | 70人      | 289人       | 516人       | 68人      | 282人       |
| ②確保の内容              | こども園 | 547人       | 72人      | 291人       | 547人       | 71人      | 292人       |
| ②－①                 |      | +19人       | +2人      | +2人        | +31人       | +3人      | +10人       |

| あわら市                |      | 平成29年度     |          |            | 平成30年度     |          |            | 平成31年度     |          |            |
|---------------------|------|------------|----------|------------|------------|----------|------------|------------|----------|------------|
|                     |      | 2号<br>3-5歳 | 3号<br>0歳 | 3号<br>1-2歳 | 2号<br>3-5歳 | 3号<br>0歳 | 3号<br>1-2歳 | 2号<br>3-5歳 | 3号<br>0歳 | 3号<br>1-2歳 |
| ①量の見込<br>(必要利用定員総数) |      | 506人       | 64人      | 273人       | 498人       | 63人      | 263人       | 483人       | 62人      | 252人       |
| ②確保の内容              | こども園 | 547人       | 71人      | 292人       | 547人       | 71人      | 292人       | 547人       | 71人      | 292人       |
| ②－①                 |      | +41人       | +7人      | +19人       | +49人       | +8人      | +29人       | +64人       | +9人      | +40人       |

## ・ 2 地域子ども・子育て支援事業の提供

### (1) 地域の保育事業の実施

#### ■延長保育事業：

| あわら市   | 平成 25<br>年度<br>(実績) | 平成 26<br>年度<br>(見込) | 平成 27<br>年度 | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度 | 平成 30<br>年度 | 平成 31<br>年度 |
|--------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 延長保育事業 |                     |                     |             |             |             |             |             |
| ①量の見込  | 53 人                | 70 人                | 66 人        | 64 人        | 63 人        | 61 人        | 59 人        |
| ②確保の内容 |                     |                     | 70 人        | 70 人        | 70 人        | 70 人        | 70 人        |
| ②－①    |                     |                     | +4 人        | +6 人        | +7 人        | +9 人        | +11 人       |

#### ◇実施方針

●全こども園で延長保育を実施し、実施時間を 30 分から 1 時間に拡大します。

#### ■子育て短期支援事業：

| あわら市      | 平成 25<br>年度<br>(実績) | 平成 26<br>年度<br>(見込) | 平成 27<br>年度 | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度 | 平成 30<br>年度 | 平成 31<br>年度 |
|-----------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 子育て短期支援事業 |                     |                     |             |             |             |             |             |
| ①量の見込     | 0 人日                | 0 人日                | 3 人日        | 3 人日        | 3 人日        | 3 人日        | 3 人日        |
| ②確保の内容    |                     |                     | 10 人日       | 10 人日       | 10 人日       | 10 人日       | 10 人日       |
| ②－①       |                     |                     | +7 人日       | +7 人日       | +7 人日       | +7 人日       | +7 人日       |

#### ◇実施方針

●随時対応できるよう最小限の受け入れ体制を確保します。

■地域子育て支援拠点事業：

| あわら市   | 平成 24 年<br>度<br>(実績) | 平成 25 年<br>度<br>(実績) | 平成 27 年<br>度 | 平成 28 年<br>度 | 平成 29 年<br>度 | 平成 30 年<br>度 | 平成 31 年<br>度 |
|--------|----------------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込  | 6,150 人回             | 7,073 人回             | 6,776 人回     | 6,590 人回     | 6,356 人回     | 6,133 人回     | 5,935 人回     |
| ②確保の内容 |                      |                      | 7,100 人回     | 7,100 人回     | 7,100 人回     | 7,100 人回     | 7,100 人回     |
| ②－①    |                      |                      | +324 人回      | +510 人回      | +744 人回      | +967 人回      | +1,165 人回    |

◇実施方針

●訪問支援事業の出前式支援を拡充し、きめ細やかな支援を実施します。

■1号認定児を対象とした一時預かり事業：

| あわら市            | 平成 26 年<br>度 | 平成 27 年<br>度 | 平成 28 年<br>度 | 平成 29 年<br>度 | 平成 30 年<br>度 | 平成 31 年<br>度 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込 1号認定による利用 | 実績なし         | 34 人         | 33 人         | 33 人         | 32 人         | 31 人         |
| ②確保の内容          |              | 40 人         | 40 人         | 40 人         | 40 人         | 40 人         |
| ②－①             |              | +6 人         | +7 人         | +7 人         | +8 人         | +9 人         |

◇実施方針

●全こども園で実施し、子どもや保護者のニーズに合わせて対応します。

■一時預かり事業：

◎在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)を除く。

| あわら市           | 平成 25 年<br>度<br>(実績) | 平成 27 年<br>度 | 平成 28 年<br>度 | 平成 29 年<br>度 | 平成 30 年<br>度 | 平成 31 年<br>度 |
|----------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込          | 786 人日               | 842 人日       | 822 人日       | 800 人日       | 779 人日       | 757 人日       |
| ②確保の内容 一時預かり事業 |                      | 1,000 人日     | 1,000 人日     | 1,000 人日     | 1,000 人日     | 1,000 人日     |
| ②－①            |                      | +158 人日      | +178 人日      | +200 人日      | +221 人日      | +243 人日      |

◇実施方針

●全こども園で実施し、子どもや保護者のニーズに合わせて対応し、またすみずみ子育て支援事業により休日にも対応します。

## ■病児・病後児保育事業

### ◎病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

| あわら市       |                | 平成 24<br>年度<br>(実績) | 平成 25<br>年度<br>(実績) | 平成 26<br>年度<br>(見込) | 平成 27<br>年度 | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度  | 平成 30<br>年度 | 平成 31<br>年度 |
|------------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| ①量の見込      |                | 292<br>人日           | 371<br>人日           | 286<br>人日           | 855 人日      | 835 人日      | 813 人日       | 792 人日      | 769 人日      |
| ②確保の<br>内容 | 病児・病後児<br>保育事業 |                     |                     |                     | 1,000<br>人日 | 1,000<br>人日 | 1,000 人<br>日 | 1,000<br>人日 | 1,000<br>人日 |
| ②－①        |                |                     |                     |                     | +145<br>人日  | +165<br>人日  | +187<br>人日   | +208<br>人日  | +231<br>人日  |

## ◇実施方針

●市内 1 施設及び市外 2 施設によりニーズに合わせて対応します。

## (2) 放課後児童クラブ事業の実施

## ■学童保育:

### ◎小学校低学年

| あわら市       |        | 平成 24<br>年度<br>(実績) | 平成 25<br>年度<br>(実績) | 平成 26<br>年度<br>(見込) | 平成 27<br>年度 | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度 | 平成 30<br>年度 | 平成 31<br>年度 |
|------------|--------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込      |        | 284 人               | 276 人               | 285 人               | 199 人       | 197 人       | 186 人       | 185 人       | 194 人       |
| ②確保の<br>内容 | 学童保育事業 |                     |                     |                     | 290 人       | 290 人       | 290 人       | 290 人       | 290 人       |
| ②－①        |        |                     |                     |                     | +91 人       | +93 人       | +104 人      | +105 人      | +96 人       |

## ■学童保育:

### ◎小学校高学年

| あわら市       |        | 平成 24<br>年度<br>(実績) | 平成 25<br>年度<br>(実績) | 平成 26<br>年度<br>(見込) | 平成 27<br>年度 | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度 | 平成 30<br>年度 | 平成 31<br>年度 |
|------------|--------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ① 量の見込     |        | 53 人                | 78 人                | 75 人                | 77 人        | 69 人        | 71 人        | 62 人        | 62 人        |
| ②確保の<br>内容 | 学童保育事業 |                     |                     |                     | 80 人        | 80 人        | 80 人        | 80 人        | 80 人        |
| ②－①        |        |                     |                     |                     | +3 人        | +11 人       | +9 人        | +18 人       | +18 人       |

## ◇実施方針

●学校施設等を活用し、ニーズに合わせて対応します。



### ③健康にかかわる保育事業の実施

#### ■乳児家庭全戸訪問事業：

| あわら市   | 平成 25<br>年度<br>(実績) | 平成 26<br>年度<br>(見込) | 平成 27<br>年度 | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度 | 平成 30<br>年度 | 平成 31<br>年度 |
|--------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込  | 148 人               | 166 人               | 172 人       | 165 人       | 157 人       | 154 人       | 149 人       |
| ②確保の内容 |                     |                     | 200 人       | 200 人       | 200 人       | 200 人       | 200 人       |
| ②－①    |                     |                     | +28 人       | +35 人       | +43 人       | +46 人       | +51 人       |

#### ◇実施方針

●継続して保健師による赤ちゃん訪問を実施しています。

#### ■養育支援訪問事業：

| あわら市   | 平成 25<br>年度<br>(実績) | 平成 26<br>年度<br>(見込) | 平成 27<br>年度 | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度 | 平成 30<br>年度 | 平成 31<br>年度 |
|--------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込  | 7 人                 | 6 人                 | 6 人         | 6 人         | 6 人         | 6 人         | 6 人         |
| ②確保の内容 |                     |                     | 10 人        | 10 人        | 10 人        | 10 人        | 10 人        |
| ②－①    |                     |                     | +4 人        | +4 人        | +4 人        | +4 人        | +4 人        |

#### ◇実施方針

●保健師や相談員による訪問を実施し、支援を要する児童及び世帯に対して、ニーズに合った対応をしていきます。

#### ■妊婦健診：

| あわら市   | 平成 25<br>年度<br>(実績) | 平成 26<br>年度<br>(見込) | 平成 27 年<br>度 | 平成 28 年<br>度 | 平成 29 年<br>度 | 平成 30 年<br>度 | 平成 31 年<br>度 |
|--------|---------------------|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込  | 2,800<br>人回         | 1,924<br>人回         | 2,408 人回     | 2,310 人回     | 2,198 人回     | 2,156 人回     | 2,086 人回     |
| ②確保の内容 |                     |                     | 2,800 人回     | 2,800 人回     | 2,800 人回     | 2,800 人回     | 2,800 人回     |
| ②－①    |                     |                     | +392 人回      | +490 人回      | +602 人回      | +644 人回      | +714 人回      |

#### ◇実施方針

●継続して全国の病院での健診に対して市で助成を行っていきます。